

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松浦市長 友田 吉泰

市町村名 (市町村コード)	松浦市 (42208)
地域名 (地域内農業集落名)	福島2 (浅谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月27日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域内の作物は、水稻を作付けしている圃場では早期米がほとんどで二毛作を行っておらず、飼料作物を作付けしている圃場では二毛作を行っている圃場が多い。
作付けしている農業者の高齢化が進んでいる状況で、農道や水路など農業用施設の維持管理の労力確保及び軽減策を検討していくことが課題である。
地域の圃場については、棚田地帯ということもあり複雑な形や段差の大きい圃場が存在し作業効率も悪く、狭い圃場では機械の操作や畦畔などの草刈作業も困難性・危険性を伴う。
有害鳥獣対策については防護柵を設置しているが、イノシシによる農作物被害が発生している状況にある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現状では、資材や燃料、飼料等が高騰しているにも関わらず、米などの農産物の価格低迷、さらに子牛の取引価格も低迷しているという状況から、生産者の営農意欲を低下させている。高収益作物への転換は地域的に難しいので、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金事業などの補助事業を活用し、農地及び農業用施設の維持管理を行い、次世代への継承を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	45.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	45.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内を基本的に地域の農用地として、担い手への集積・集約化を図る。荒廃化した農地や農業用施設を維持できない農地は非農地化とすることも検討する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
高齢化等により離農する農業者に関する情報収集や農用地の活用方針など、今後も地域内において話し合いを実施していく。そのうえで、農地中間管理機構を活用し担い手等への農地集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
高齢化等により離農する農業者から担い手への集積・集約がスムーズに行えるよう、農地最適化推進委員などの地域の相談役と連携を取りながら機構を活用した集積・集約を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
棚田地域においては、複雑な地形や段差があり基盤整備事業の実施が厳しいため、農道や水路の補修・管理を中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業等を活用しながら実施していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の担い手等への集積・集約化を基本とし、他の地域からの担い手確保や法人化等について検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービス事業者がいないため地域担い手や若手の農業者が作業の一部を受託するなどしており、今後も地域全体での取組みが必要である。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシの被害が拡大しないよう地域による防護柵の維持管理、有害鳥獣の目撃・被害状況の情報共有など、地域全体での対策ができるような体制を構築する。
 ⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合には、地域計画の見直しを農業委員、最適化推進委員等の地域代表者への確認や書面やホームページ等による簡易な方法による協議を行う。